

公益財団法人 日本アジア医療看護育成会への寄附は、 特別な税制優遇を受けられます

「所得税控除」「税額控除」 いずれか有利な方を選択できます。

寄附金控除により減額される税金の目安（対象：個人からの寄附）

あくまで目安ですので、一つの参考としてご覧ください。

(単位：円)

収入 寄付金額		年収300万 配偶者あり	年収500万 配偶者あり	年収700万 配偶者・子供1人	年収1,000万 配偶者・子供2人	年収1,500万 配偶者・子供2人	年収2,000万 配偶者・子供2人
5万円	税額控除	14,500	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
	所得控除	2,400	4,800	9,600	9,600	15,900	15,900
10万円	税額控除	14,500	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200
	所得控除	4,900	9,800	19,600	19,600	32,400	32,400
20万円	税額控除	14,500	43,100	79,200	79,200	79,200	79,200
	所得控除	9,900	19,800	39,600	39,600	65,400	65,400
50万円	税額控除	14,500	43,100	91,100	199,200	199,200	199,200
	所得控除	24,900	49,800	99,600	99,600	164,400	164,400
100万円	税額控除	14,500	43,100	91,100	207,100	399,200	399,200
	所得控除	49,900	87,400	165,800	199,600	329,400	329,400
200万円	税額控除	14,500	43,100	91,100	207,100	525,900	799,200
	所得控除	58,000	137,400	265,800	399,600	659,400	659,400
500万円	税額控除	14,500	43,100	91,100	207,100	525,900	938,400
	所得控除	58,000	137,400	306,400	697,800	1,325,000	1,649,400

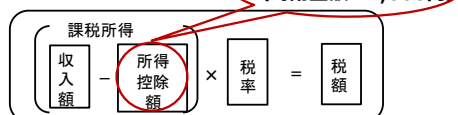
税額控除が有利
↑
↓
所得控除が有利

■ 所得控除（これまでの寄附金控除制度）

次の算式により算出された額を、課税所得から控除することができます。

- ・ (寄附額 - 2,000円)

※控除額は、所得の40%が上限。



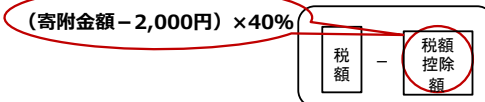
※所得控除後の金額に税額を掛けるため、所得税率が
高い高所得者の方が減税効果大きい。

■ 税額控除（平成23年度税制改正によって創設）

次のいずれか低い額を、所得税額から控除することができます。

- ・ (寄附額 - 2,000円) × 40%
- ・ 所得税額の25%

*寄附額：所得の40%が上限



※税額を算出した後に、税率に関係なく、控除金額を
控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

■ 住民税所得割

次の算式により算出された額を、住民税所得割額から控除することができます。

- ・ { (寄附額* - 2,000円) × 法定割合** }

*寄附額：所得の30%が上限

**法定割合：①都道府県が条例で指定 4%

②市区町村が条例で指定 6%

③都道府県・市区町村が条例で指定 10%

※在住地の都道府県・市区町村が、公益法人に対する寄附金が税額控除の対象になることを、条例により定めていること。

詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

公益財団法人 日本アジア医療看護育成会

名古屋本店 〒454-0933 愛知県名古屋市中川区法華一丁目161番地 電話：052-354-1441/FAX：052-363-7237
東京事務所 〒153-0051 東京都目黒区上目黒1-1-5 第二育良ビル9F 電話：03-6825-8045/FAX：03-6825-1005